

議事日程(第3号)

令和3年3月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(6件)
- 議案第23号 木城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第24号 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について
- 議案第25号 木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について
- 議案第27号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(2件)
- 議案第26号 木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第31号 令和3年度木城町一般会計予算
- 議案第32号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 令和3年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 令和3年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第5 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(6件)
- 議案第23号 木城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第24号 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について
- 議案第25号 木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について
- 議案第27号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(2件)
- 議案第26号 木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第31号 令和3年度木城町一般会計予算
- 議案第32号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 令和3年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 令和3年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第5 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 久保富士子君 | 2番 桑原 勝広君 |
| 3番 森 伸夫君  | 5番 眞鍋 博君  |

6番 中武 良雄君

7番 黒木 泰三君

8番 後藤 和実君

9番 甲斐 政治君

10番 原 博君

11番 神田 直人君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書記 橋本 正枝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいま、7番、黒木泰三君から3月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、質疑における意見・要望発言があったとの理由により、お手元に配りました発言取消し申出書に記載した発言を取消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 7番、黒木泰三君から発言取消しの申し出を許可することに決定いたします。

---

### **日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告**

○議長（神田 直人） 日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案6件、議案第23号木城町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第24号木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について、議案第25号木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について、議案第27号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 令和3年第4回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月9日の1日間、役場3階大会議室において、委員5名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第23号木城町犯罪被害者等支援条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第24号木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第25号木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第27号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第28号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

最後に、議案第29号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、総務常任委員長長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案2件、議案第26号木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は2件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月9日の1日間、役場別館2階会議室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第26号木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第30号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、産業文教常任委員長長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第31号令和3年度木城町一般会計予算、議案第32号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第34号令和3年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第35号令和3年度木城町介護保険特別会計予算、議案第36号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上6件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○予算審査特別委員会委員長（中武 良雄君） 令和3年第4回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月10日、11日、12日の3日間、役場3階大集会議室において、委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第31号令和3年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第32号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第33号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第34号令和3年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第35号令和3年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第36号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会に付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第31号から議案第36号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第36号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の14議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第23号木城町犯罪被害者等支援条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和3年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 反対討論はありませんでしたが、賛成となった理由について説明します。

16号議案の木城えほんの郷の指定管理については、これまで町長に再三要望してきましたが、対応に納得できずに反対をしました。ゆえに、31号議案の一般会計予算の中に、木城えほんの郷の指定管理料が含まれているので反対する考えでいましたが、予算委員会の中で、まちづくり推進課との協議の中で木城えほんの郷の後継者問題について職員の答弁に木城えほんの郷に対する熱意を感じましたので、期待をしたいと思います。ゆえに、賛成することにしました。

以上。

○議長（神田 直人） 本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和3年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和3年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 諮問第1号

○議長（神田 直人） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本件は適任とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議員派遣の件

○議長（神田 直人） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

### 日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（神田 直人） 日程第4、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 総務常任委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、産業文教常任委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会運営委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（9番 甲斐 政治君） 議会運営委員会といたしまして報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会広報編集特別委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○議会広報編集特別委員会委員長（中武 良雄君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会日より「きじょう」の編集作業のため、3月24日から4月12日にかけて、計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆さんのご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、紙面をつくるに当たり、議会の内容等分かりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。10番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 以上で、委員長の報告が終わりました。

---

#### 日程第5. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人） 日程第5、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長から所管の事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月5日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定会期内に終了することができましたことを厚くお礼を申し上げます。

これで、令和3年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。

11日間にわたりました第4回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会上程の29議案、全て可決・適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

議案審議の中で、議員各位からいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、公平無私を基に、検証をした上でこれからの町政運営、執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

いよいよ4月1日から、2021年度令和3年度の事務事業がスタートいたします。コロナ禍での我慢の1年でしたので、うし年にあやかり、発展と新しいことが始まる年度にしてまいりたいと考えております。

そして、人事異動も踏まえて、新たな体制の下で、気持ちも新たにしてより良い町づくりを進めてまいります。議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。当面の間、新型コロナウイルス感染症再拡大防止のために、規模縮小、延期、中止せざるを得ないことが予想されます。ご理解を賜りたいと存じます。

町民の皆様はじめ議員各位には、日常生活や自粛及び新しい生活行動の要請をしておりますけれども、このことが当たり前の日常生活への第1歩だと考えておりますので、何とぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ところで、職員の退職関係でございますが、産業振興課の淵上達也課長、教育課の小嶋一洋主

幹兼課長補佐が、3月31日付をもって退職いたしますのでご報告をさせていただきます。お二人とも、長年にわたり情熱を持って、木城創生と地域振興の支援員として奮闘、ご努力していただきましたことにお礼、感謝、ねぎらいを申し上げます。多謝感謝です。

改めまして、3月定例会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（神田 直人） 次に、産業振興課長より発言を求められていますので、これを許します。

○産業振興課長（淵上 達也君） 皆様の貴重な時間を割いていただき、挨拶をさせていただくことに誠に感謝を申し上げます。

昭和60年に役場に奉職して以来、36年間つつがなく公務員活動を過ごせてこれたのも、皆様のご指導、ご鞭撻のおかげだと思っております。税務課を皮切りに、県の出向、そして8課2局の経験をさせていただきました。とても貴重な経験をさせていただきと思っております。

議会の皆様には、議会事務局の在籍のときをはじめ大変お世話になり、またご迷惑をかけたが寛大なお気持ちでお許しくださったことに心から感謝を申し上げます。今後は、公務員としての活動は終えますが、役場のほうで有機農業関係並びに農業関係に微力ながらお手伝いをさせていただきたいと考えております。

今後も、ご指導、ご助言をいただきますようお願いして挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時38分閉会

---